

令和5年度第1回鳥取県中部地域公共交通協議会

議案等一式



令和4年度事業報告書

期 日	事業内容	協議事項等
令和4年6月21日	第1回 協議会 (対面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度事業報告及び決算報告について ・ 副会長、監査委員の指名について ・ 中部地域公共交通計画の概要及び再編状況について ・ 次期公共交通計画策定に向けて ・ 各団体における状況・取組報告 ・ 路線バスの利用促進事業について (100金バス) 他
令和4年12月2日 ～令和5年1月20日 (毎週金曜日)	100金バス実施	・ 100金バスの実施に伴う広報チラシ (45,000部) 作成
令和5年3月22日 ～令和5年3月29日	第2回 協議会 (書面開催)	・ 令和5年度事業計画 (案) 及び予算 (案) について

令和4年度収支決算報告書

1 歳入

(単位:円)

款	項	目	決算額	予算額	増減	内容
1 負担金	1 負担金	1 負担金	258,950	472,000	△213,050	倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町、琴浦町
2 補助金	1 補助金	1 補助金	395,395	400,000	△4,605	県補助金 395,395
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	2	0	2	預金利息
歳入合計			654,347	872,000	△217,653	

2 歳出

(単位:円)

款	項	目	決算額	予算額	増減	内容
1 運営費	1 会議費	1 会議費	130,620	442,000	△311,380	協議会幹事会委員報酬、費用弁償
	2 事務費	1 事務費	24,767	30,000	△5,233	通信運搬費、振込手数料
		2 事業費	103,565	0	103,565	100金バスチラシ作成費
2 事業費	1 事業費	1 事業費	395,395	400,000	△4,605	地域公共交通計画推進等に係る費用(通勤・通学スタイルデータ校正、100金バス広報費) 394,075 委託先への振込手数料 1,320
歳出合計			654,347	872,000	△217,653	


歳入合計 654,347円 - 歳出合計 654,347円 = 差引 0円


監 査 報 告

鳥取県中部地域公共交通協議会長 様

鳥取県中部地域公共交通協議会の令和4年度会計決算について、関係帳簿、証拠書類、預金通帳等に基づき監査を行った結果、すべて適正に処理されていることを認めました。

令和5年5月29日

監査委員 J R 西日本米子支社 倉吉駅長 松本 憲吾 

監査委員 倉吉市地域公共交通協議会 会長 河村 壮一郎 

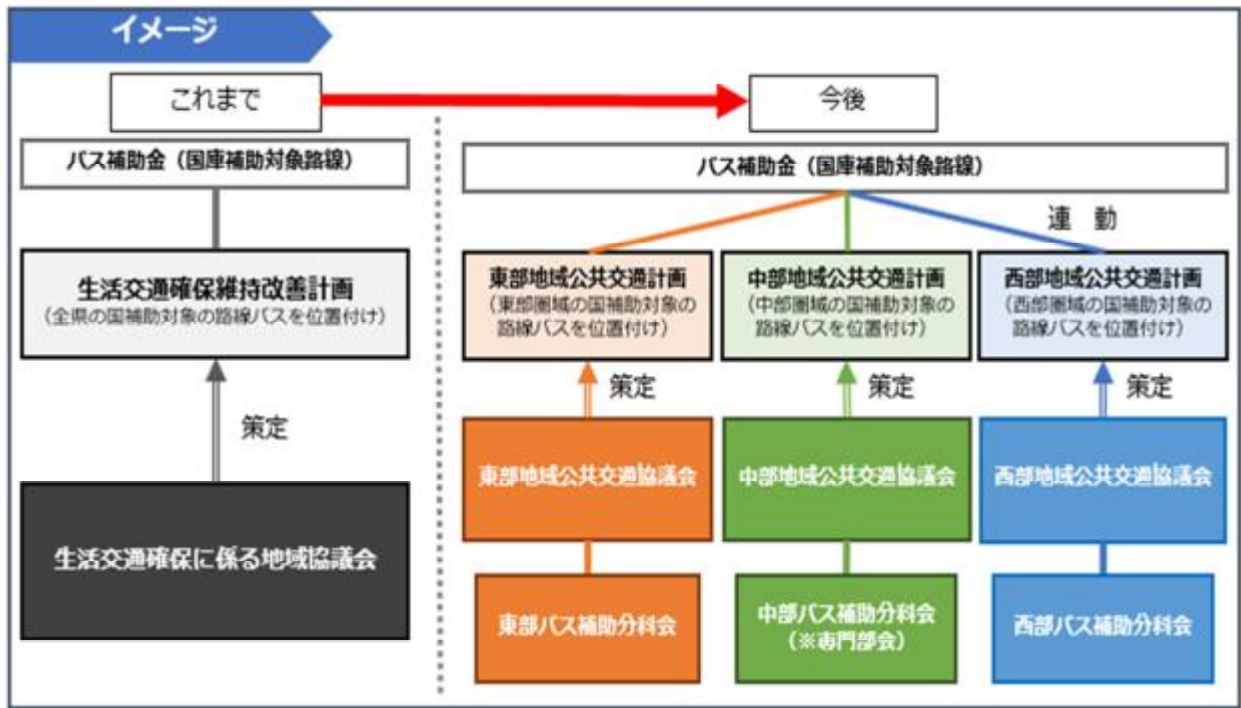
鳥取県中部地域公共交通協議会規約改正について

R5.6.8 鳥取県地域交通政策課

○令和2年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正法が施行され、国土交通省において、公的負担により真に確保・維持が必要なバス路線に対して効果的・効率的な支援を実施するため、地域公共交通計画に国庫補助対象のバス路線を位置付ける制度改正（地域公共交通計画とバス補助制度の連動化）が行われた。

○これまで国庫補助対象路線は、「鳥取県生活交通確保に係る地域協議会」において協議し、生活交通確保維持改善計画に位置付けてきたが、今回の法改正により、今後はその主体を地域公共交通計画を所掌する本協議会に変更して、国の補助対象路線に係る協議を行うことが必要となった。

⇒本協議会にバス補助金に係る協議を行う専門部会を設置するため、規約を改正するものです。



改正案

鳥取県中部地域公共交通協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県中部圏域（以下、「圏域」という。）において誰もが使いやすい公共交通体系の構築を目指し、地域公共交通網形成計画（以下「交通網形成計画」という。）及び地域公共交通利便増進再編実施計画（以下「利便増進再編実施計画」という。）の策定に関する協議並びに交通網形成計画及び利便増進再編実施計画の実施に係る連絡調整を行う鳥取県中部地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 交通網形成計画並びに利便増進再編実施計画の策定（事前調査を含む。）及び変更に関する協議
- (2) 交通網形成計画及び利便増進再編実施計画の実施に係る連絡調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事業に関すること。

(協議会の委員)

第3条 協議会の委員は、別表1に掲げるとおりとし、倉吉市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の報酬及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。

(協議会の役員)

第4条 協議会に会長及び副会長（以下「役員」という。）をそれぞれ1名置く。

- 2 会長は倉吉市長とし、副会長は会長の指名する者をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項の規定にかかわらず、役員は、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議を招集するときは、委員に対し、会議の目的である事項及び内容並びに日時、場所等を通知しなければならない。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、やむを得ない理由により会議に出席することができない委員があらかじめ通知された議事について、書面をもって表決し、又は当該委員が属する団体又は組織に属する者を代理人として出席させた場合は、当該委員が会議に出席したものとみなす。
- 4 会議は、会長が議長となる。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 6 委員は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保することにより地域福祉の向上に資するため、誠意及び責任のある議論を行うよう努めなければならない。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、会議において個人情報を取り扱う場合は、非公開とする。

8 会長は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 会議の運営に当たって必要な事項を処理させるため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事は、鳥取県担当課長並びに圏域を構成する市町の担当課長、委員のうち一般乗合旅客自動車運送事業者の職員及び学識経験者をもって充てる。

3 幹事会に幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。

4 幹事会は、必要に応じて幹事以外の者に対し、資料の提出、意見等を求めることができる。

5 幹事会において審査した事項については、協議会に報告するものとする。

(分科会)

第7条 会長は、圏域を構成するそれぞれの市町における地域公共交通に関する事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、次の各号に掲げる分科会について、当該各号に定める市町に関する地域公共交通について協議するものとする。

(1) 倉吉市分科会 倉吉市

(2) 三朝町分科会 三朝町

(3) 湯梨浜町分科会 湯梨浜町

(4) 琴浦町分科会 琴浦町

(5) 北栄町分科会 北栄町

3 第5条及び第6条の規定は、分科会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と、「副会長」とあるのは「副分科会長」と読み替えるものとする。

4 分科会長は、分科会で決議された事項について協議会に報告するものとし、協議会は、分科会の決議をもって協議会の議決とすることができる。

(専門部会)

第8条 会長は、「国庫補助対象系統バス補助金に係る専門部会」(以下「専門部会」という。)を置く。

2 専門部会の委員は、別表2に掲げるとおりとする。

3 専門部会の合意事項は、協議会の合意事項とみなす。

4 その他専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会の委員は、協議会において協議が整った事項について、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 委員及び第5条第8項(第7条第3項において準用する場合を含む。)の規定により会議に出席を求められた者は、個人情報その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、倉吉市総務部企画課、鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通政策課に置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

3 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務に関する事項)

第12~~11~~条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第13~~12~~条 協議会に監査委員を2名置く。

2 監査委員は、協議会の委員の中から会長が指名する。

3 協議会の出納監査は、監査委員によって行う。

4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第14~~13~~条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第15~~14~~条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

(この要綱の改正に伴う経過措置)

2 協議会の要綱改正初年度の委員及び役員の任期については、第3条第2項及び第4条第5項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 月 日から施行する。

別表1 略

別表2

国庫補助対象系統バス補助金に係る専門部会

委 員 (◎は専門部会会長)	
国	国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局主席運輸企画専門官
県	◎地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通政策課長 中部総合事務所県民福祉局中山間地域振興チーム中山間地域振興リーダー
市町村	倉吉市企画課長 三朝町企画健康課長 湯梨浜町まちづくり企画課長 琴浦町企画政策課長 北栄町企画財政課長
交通事業者	日本交通株式会社常務取締役 日ノ丸自動車株式会社常務取締役 一般社団法人鳥取県バス協会専務理事 一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会中部支部長

中部地域公共交通利便増進実施計画の一部改正について

別添「鳥取県中部地域公共交通利便増進実施計画（案）」のとおり計画の一部改正を国へ申請予定としています。（※今後中国運輸局に申請する過程で修正が入る可能性があります。）

<今後の申請スケジュール>

- 6～7月 国への計画申請
- 8月 計画認定
- 10月 新路線での運行開始

<参考：利便増進実施計画を策定するメリット>

○計画を阻害する行為の禁止

利便増進実施計画の維持が困難となり、かつ、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがある場合には、計画区域内での一般乗合旅客自動車運送事業の許認可が制限される等の取り扱いがなされる。

○国土交通省からの補助

- ・国庫補助の特例が活用可能

（例）補助基準である最低輸送量15人が3人に緩和される。乗車密度が低い場合に適用される補助額カットが適用除外となる。

- ・小型車両（7～10人）の補助対象化

- ・計画に係る利用促進及び事業評価に要する経費への支援をする計画推進事業（国庫補助1/2）が活用可能

（例）交通マップ、総合時刻表、満足度調査、OD調査

R5. 6. 1 時点未定稿版

※協議会当日に最新の計画案をお配りする予定です。
※今回の改定に係る部分のみ抜粋しています。

鳥取県中部地域公共交通利便増進実施計画（案）

令和元年6月

（令和3年6月、令和5年●月一部改正）

鳥取県・倉吉市・三朝町・湯梨浜町・琴浦町・北栄町

（鳥取県中部地域公共交通協議会）

目次

第1章 利便増進実施計画策定について	2
1. 計画策定の目的	2
2. 計画の区域	2
3. 計画の期間	2
第2章 利便増進事業の内容について	3
1. 事業の内容と実施主体	3
2. 赤碕線の経由地変更及び減便	7
3. 穴鴨線、小河内線の短縮及び三朝町内のフィーダー化	13
4. 倉吉市中心市街地通過路線の再編	40
5. 穴鴨線の延長	64
第3章 地方公共団体による支援の内容	●
第4章 事業の効果	●
第5章 事業の実施に必要な資金の額・調達方法	●
第6章 利便増進事業に関連して実施される事業に関する事項	●
1. 利便増進事業に関連して実施する事業	●
2. 地域公共交通計画に定めたその他の関係する施策との連携に関する事項	●
第7章 利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項	●

第1章 利便増進実施計画の策定について

1 計画策定の目的

構成市町間の移動が30分以内でできる鳥取県中部地域は、古くから文化・伝統面や経済面において深いつながりを有しており、現在、定住促進及び持続可能な地域社会の構築を目的として、倉吉市を中心市とした「小規模中心市型」定住自立圏の形成に取り組んでいる。

通学先の高校や勤務地、通院や買物先等の目的地を共有する本地域にあって、『定住自立圏共生ビジョン』で掲げた将来像形成の視点となる「生活機能強化」「結びつきやネットワークの強化」に資する公共交通ネットワークの充実を図り、暮らしやすさを実現でき、いつまでも住み続けられる地域をめざすため、平成30年3月にマスタープランとなる『鳥取県中部地域公共交通網形成計画』（現地域公共交通計画）を策定した。当該計画に基づき、具体的な事業実施内容等に関して示す『鳥取県中部地域公共交通再編実施計画』（現鳥取県中部地域公共交通利便増進実施計画）を令和元年6月に取りまとめ、同年10月には、地域公共交通再編事業（現地域公共交通利便増進事業）の一環として、「赤碕線の経路地変更及び減便」を実施した。

その後、追加の地域公共交通利便増進事業として、「穴鴨線、小河内線の短縮及び三朝町内のフィーダー化」及び「倉吉市中心市街地の再編」を行うにあたり、『鳥取県中部地域公共交通利便増進実施計画』を令和3年度に一部改定した。

さらに、令和3年10月の地域公共交通利便増進事業として実施したもののうち、穴鴨線について、地域住民の利便性向上のため路線の一部延長を実施するにあたり、本計画を改定する。

2 実施区域

実施区域は、倉吉市、琴浦町、北栄町、三朝町、湯梨浜町とする。



3 計画の期間

令和元年10月1日～令和7年3月31日（5年6ヶ月）

第2章 利便増進事業の内容について

地域公共交通利便増進事業の内容及び実施主体を表2-1に示すとともに、図2-1、図2-2に事業実施前と事業実施後の鳥取県中部地域公共交通網を示す。

1 事業の内容と実施主体

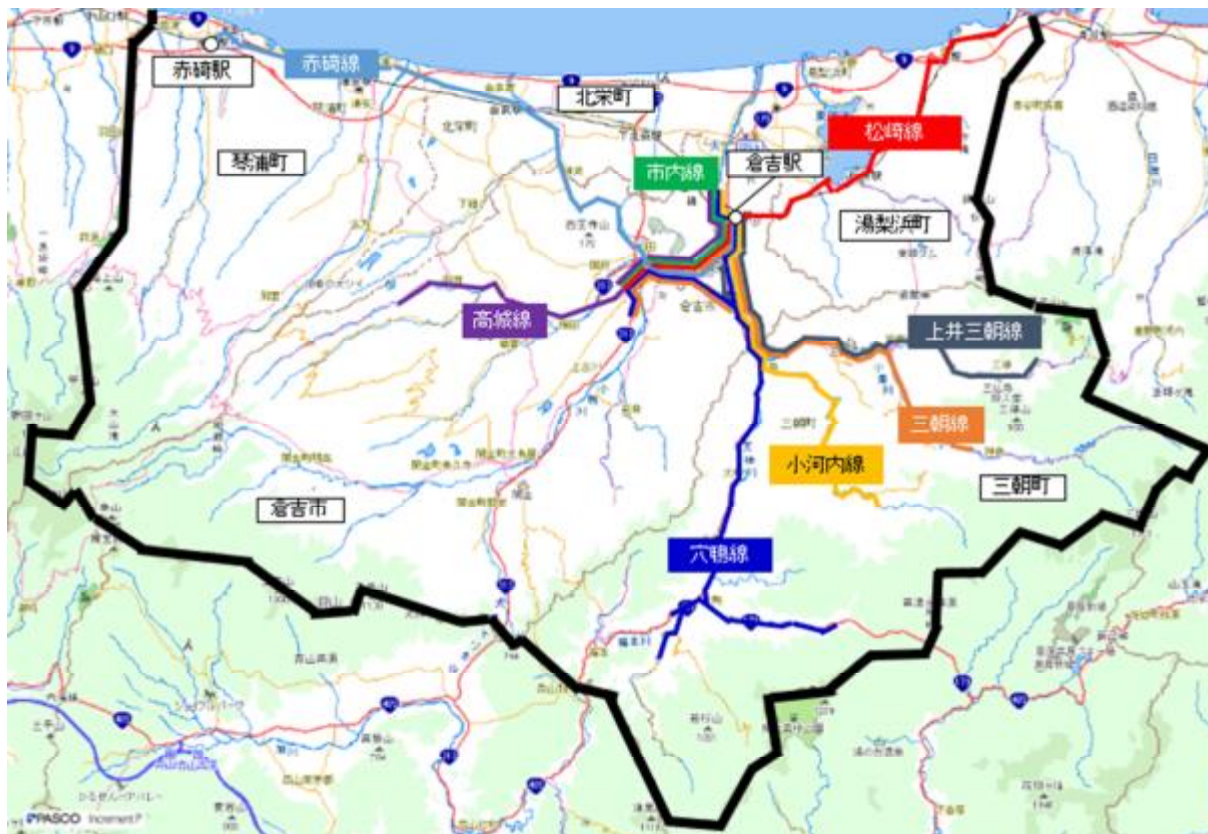
表2-1 地域公共交通利便増進事業の内容及び実施主体

開始時期	項目	事業内容	事業主体
令和元年度10月	赤碕線の経路変更及び減便 旧省令第1号事業	赤碕線の一部の便について、青山剛昌ふるさと館、西倉吉を経由させるとともに、一部の便を減便する。 (平日ダイヤ) 現状の日運行回数14.0回(28便)のうち、 ① 10:00~16:00の時間帯に運行している2.0回(4便)について、青山剛昌ふるさと館経路に変更 ② 7:00~21:00の時間帯に運行している3.0回(6便)について、西倉吉経路に変更 ③ 8:00~18:00の時間帯に運行している2.0回(4便)について、減便 (土日祝ダイヤ) 現状の日運行回数11.0回(22便)のうち、 ① 10:00~16:00の時間帯に運行している2.0回(4便)について、青山剛昌ふるさと館経路に変更 ② 7:00~16:00の時間帯に運行している2.5回(5便)について、西倉吉経路に変更 ③ 8:00~10:00の時間帯に運行している0.5回(1便)について、減便	日ノ丸自動車(株)

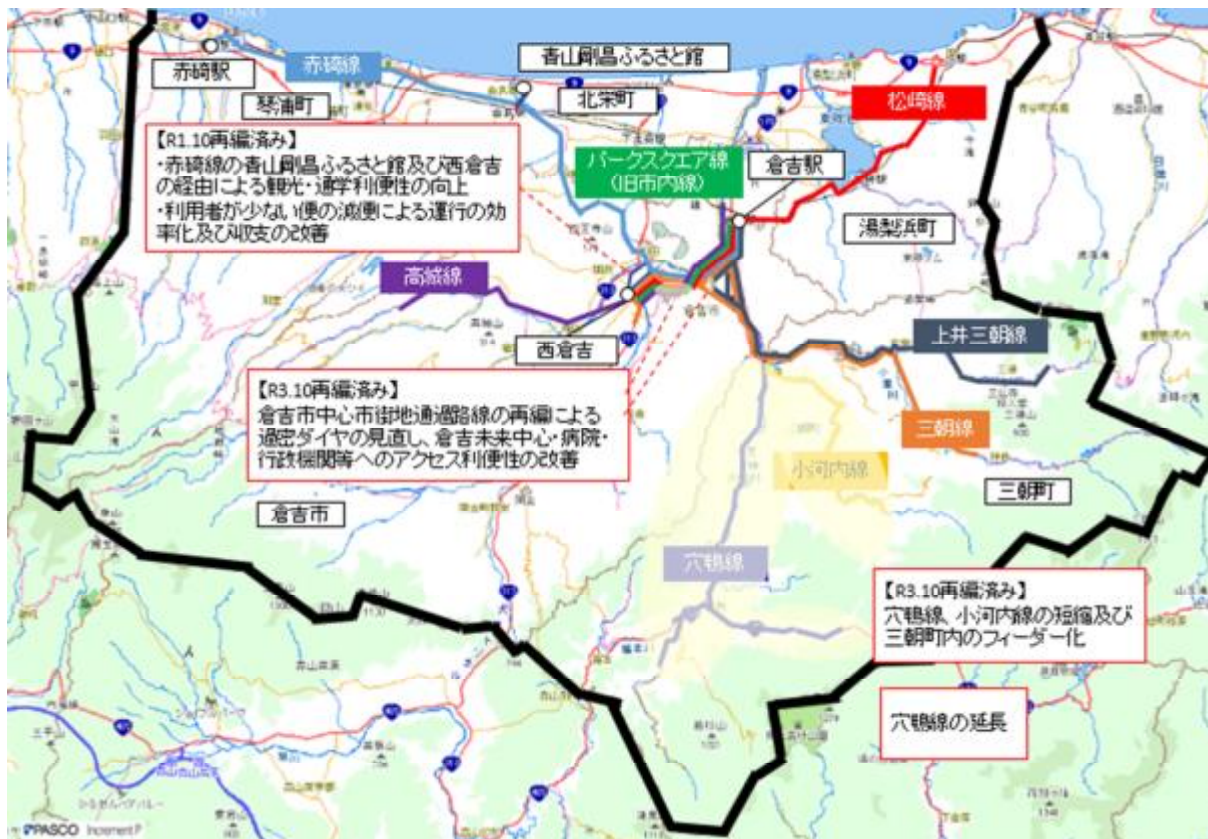
令和3年 10月	穴鴨線、小河南線の短縮及び三朝町内のフィーダー化 第13号イ、ハ及びホ事業	<p>穴鴨線及び小河南線について、三朝町役場までに短縮し、町内完結路線とする。なお、一部の便は通勤通学対応のため町外へ運行させる。</p> <p>(平日ダイヤ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穴鴨線 日運行回数 7.5回 (15便) ・小河南線 日運行回数 5回 (10便) <p>→以下の通り変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穴鴨線 日運行回数 2.5回 (5便) ・小河南線 日運行回数 0.5回 (1便) <p>(土日祝ダイヤ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穴鴨線 日運行回数 5.5回 (11便) ・小河南線 日運行回数 2回 (4便) <p>→以下の通り変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・穴鴨線 日運行回数 1回 (2便) ・小河南線 日運行回数 0回 (0便) 	日ノ丸自動車(株)
		三朝町内にデマンド型乗合タクシーを導入し、路線バス穴鴨線、小河南線の減便となった時間帯を中心に運行する。	三朝町
	倉吉市中心市街地通過路線の再編 第13号イ及びホ事業	<p>中心市街地における過密ダイヤの見直し、倉吉未来中心・病院・行政機関等へのアクセス利便性の改善のため、倉吉駅から「倉吉パークスクエア北口」、「赤瓦・白壁土蔵」を経由し、「西倉吉」に至る中心市街地北側のルートの一部を倉吉駅から「倉吉パークスクエア」、「市役所打吹公園入口」、「白壁土蔵群前」を経由し、「西倉吉」に至る中心市街地南側のルートへと変更する。あわせて、上井三朝線の一部の便の経路を変更し、南側ルートの「厚生病院正面玄関前」に乗り入れる。</p> <p>※南側ルートに変更する路線、日運行回数</p> <p>(平日ダイヤ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松崎線 日運行回数 7回 (14便) ・市内線 日運行回数 2回 (4便) (パークスクエア線に統合) ・高城線 日運行回数 1.5回 (3便) ・上井三朝線 日運行回数 3回 (6便) <p>(土日祝ダイヤ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松崎線 日運行回数 6.5回 (日祝 6回) (13便 (日祝 12便)) ・市内線 日運行回数 1回 (日祝 0.5回) (2便 (日祝 1便)) (パークスクエア線に統合) ・高城線 日運行回数 0.5回 (1便) 	日ノ丸自動車(株) 日本交通(株)

		・上井三朝線 日運行回数 3 回 (6 便)	
令和 5 年 10 月	穴鴨線の延長 第 13 号イ及 びハ事業	穴鴨線の定時運行便 (4 条路線 : 上り・下り各 1 便、 79 条路線 : 上り 1 便) について、住民の利便性向上 のため、以下のとおり発着点を変更し、路線を延長す る。 (変更前)「下畑」発着 → (変更後)「大谷入口」発着	日ノ丸自 動車(株)、 三朝町

事業実施前 図2-1 中部地域全域



事業実施後 図2-2 中部地域全域



- 2 赤碓線の経由地変更及び減便【令和元年10月事業実施】
- 3 穴鴨線、小河内線の短縮及び三朝町内のフィーダー化【令和3年10月事業実施】
- 4 倉吉市中心市街地通過路線の再編【令和3年10月事業実施】

(2～4 略)

5 穴鴨線の延長

○令和3年10月に路線再編を実施した穴鴨線について、一部の定時運行便の発着点を延長する。
これにより、地域住民の移動利便性向上を図り、利用者増につなげる。

<運行概要>

(変更前) ※第13号イ及びホ事業

項目	内容
運行事業者	日ノ丸自動車株式会社
事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業
運送の態様	路線定期運行（一部区間予約型運行）

	系統	キロ程		上り	下り	計	備考
ア	倉吉営業所～倉吉駅・卸団地～木地山		平日		1～2	1～2	【変更なし】 ・予約型運行 区間：加谷～木地山
		下り 23.0	土日祝				
イ	三朝町役場前～穴鴨公会堂前・上西谷上～下畑		平日		1～2	1～2	・予約型運行 区間：下西谷 発電所前～下畑
		下り 17.2	土日祝				
ウ	三朝町役場前～運動場前・穴鴨公会堂前・上西谷上～下畑		平日	1～2		1～2	
			土日祝				
エ	三朝町役場前～穴鴨公会堂前～木地山		平日		1～2	1～2	【変更なし】 ・予約型運行 区間：加谷～木地山
		下り 15.9	土日祝		1～2	1～2	
オ	三朝町役場前～穴鴨公会堂前・上西谷上～木地山		平日	1～2		1～2	【変更なし】
			土日祝	1～2		1～2	
	合計		平日	2～4	3～6	5～10	
			土日祝	1～2	1～2	2～4	

<運行ルート図>

(変更前)



	系統	キロ程
ア	倉吉営業所～倉吉駅・卸団地～木地山	下り 23.0
イ	三朝町役場前～穴鴨公会堂前・上西谷上～下畑	下り 17.2
ウ	三朝町役場前～運動場前・穴鴨公会堂前・上西谷上～下畑	上り 17.9
エ	三朝町役場前～穴鴨公会堂前～木地山	下り 15.9
オ	三朝町役場前～穴鴨公会堂前・上西谷上～木地山	上り 21.3

<運行系統図>

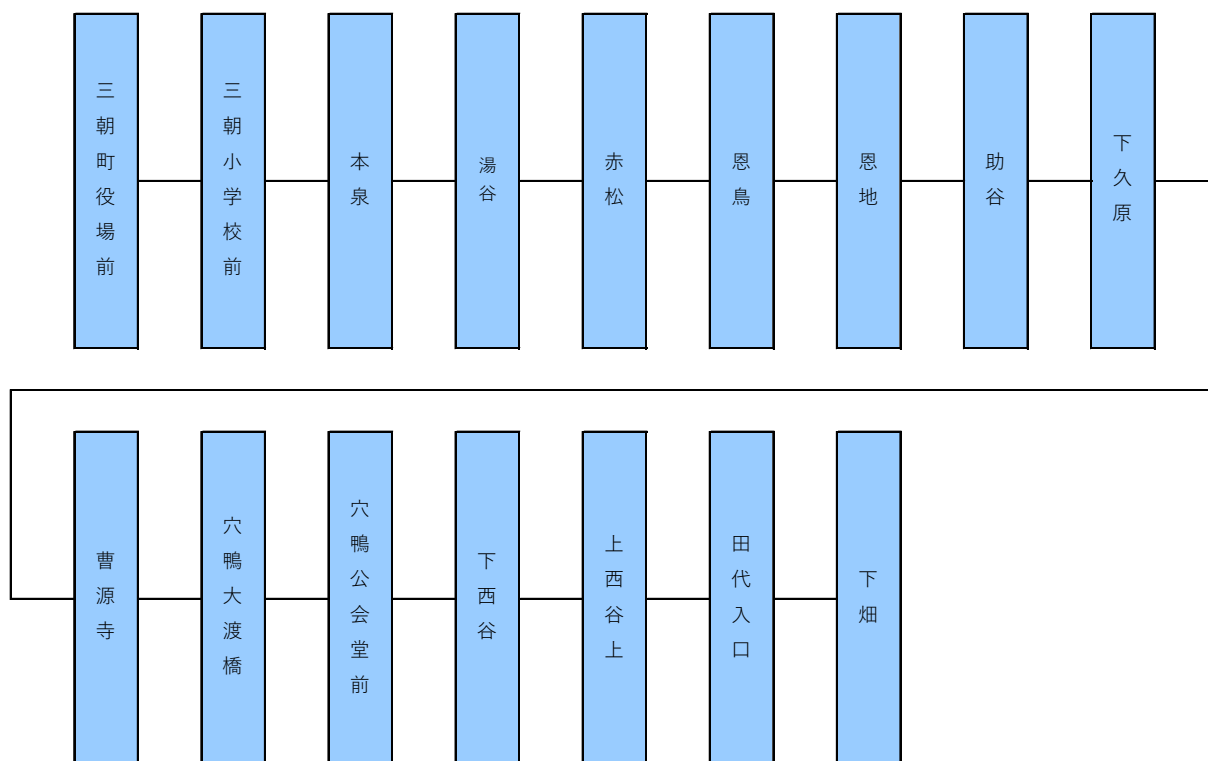
(変更前)

	系統	キロ程		上り	下り	計	備考
イ	三朝町役場前～穴鴨公会堂前・上西谷上～下畑		平日		1～2	1～2	・予約型運行 区間：下西谷発電所前～下畑
		下り 17.2	土日祝				

〈主な区間の運賃〉 三朝町役場前～下畑：200円

三朝町役場前～本泉：100円

(系統図)



<運行系統図>

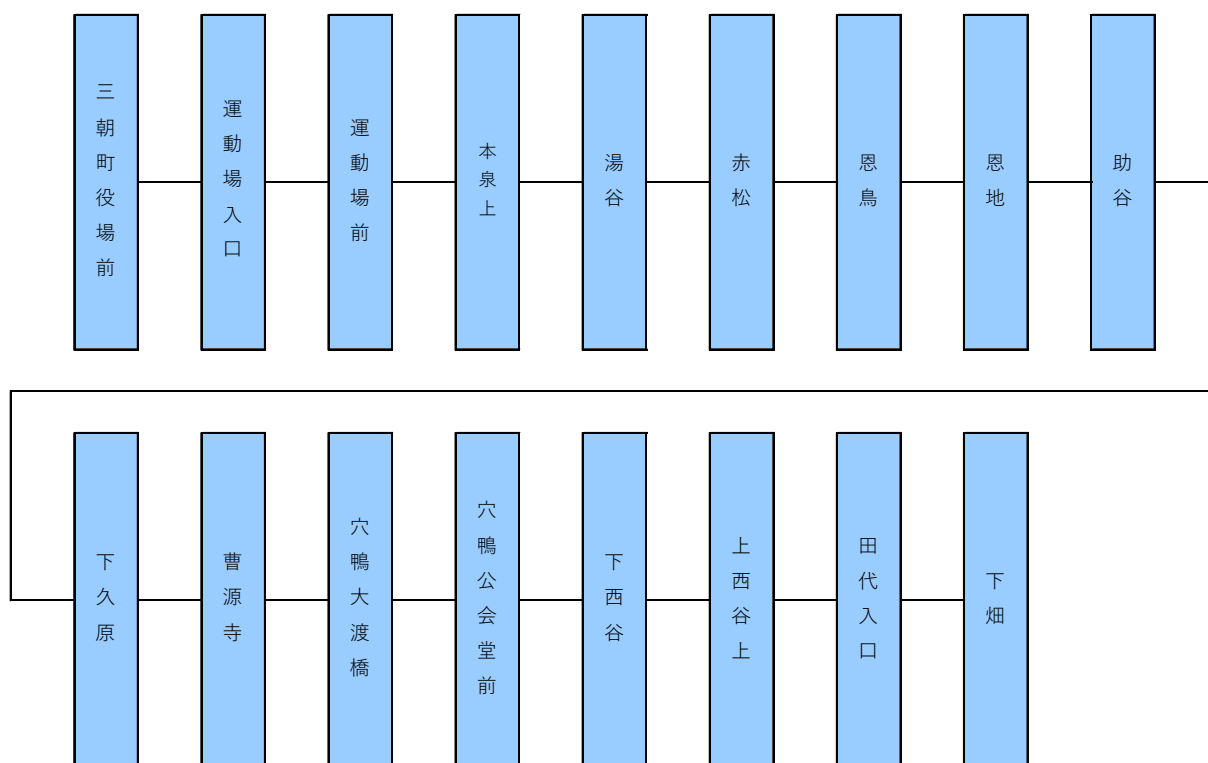
(変更前)

	系統	キロ程		上り	下り	計	備考
ウ	三朝町役場前～運動場前・穴鴨 公会堂前・上西谷上～下畑	上り 17.9	平日	1～2		1～2	
			土日祝				

〈主な区間の運賃〉 三朝町役場前～下畑：200円

三朝町役場前～本泉：100円

(系統図)



<運行概要>

(変更後) ※第13号イ及びホ事業

項目	内容
運行事業者	日ノ丸自動車株式会社
事業の種類	一般乗合旅客自動車運送事業
運送の態様	路線定期運行 (一部区間予約型運行)

	系統	キロ程		上り	下り	計	備考
ア	倉吉営業所～倉吉駅・卸団地～木地山		平日		1～2	1～2	【変更なし】 ・予約型運行 区間：加谷～木地山
		下り 23.0	土日祝				
イ	三朝町役場前～穴鴨公会堂前・上西谷上～下畑～大谷入口		平日		1～2 (1)	1～2 (1)	・大谷入口まで延長 ・予約型運行 区間：下西谷発電所前～大谷入口
		下り 17.5	土日祝				
ウ	三朝町役場前～運動場前・穴鴨公会堂前・上西谷上～下畑～大谷入口		平日	1～2 (1)		1～2 (1)	・大谷入口まで延長
		上り 18.2	土日祝				
エ	三朝町役場前～穴鴨公会堂前～木地山		平日		1～2	1～2	【変更なし】 ・予約型運行 区間：加谷～木地山
		下り 15.9	土日祝		1～2	1～2	
オ	三朝町役場前～穴鴨公会堂前・上西谷上～木地山		平日	1～2		1～2	【変更なし】
		上り 21.3	土日祝	1～2		1～2	
	合計		平日	2～4	3～6	5～10	
			土日祝	1～2	1～2	2～4	

<運行ルート図>

(変更後)



	系統	キロ程
ア	倉吉営業所～倉吉駅・卸団地～木地山	下り 23.0
イ	三朝町役場前～穴鴨公会堂前・上西谷上～下畑～大谷入口	下り 17.5
ウ	三朝町役場前～運動場前・穴鴨公会堂前・上西谷上～下畑～大谷入口	上り 18.2
エ	三朝町役場前～穴鴨公会堂前～木地山	下り 15.9
オ	三朝町役場前～穴鴨公会堂前・上西谷上～木地山	上り 21.3

<運行系統図>

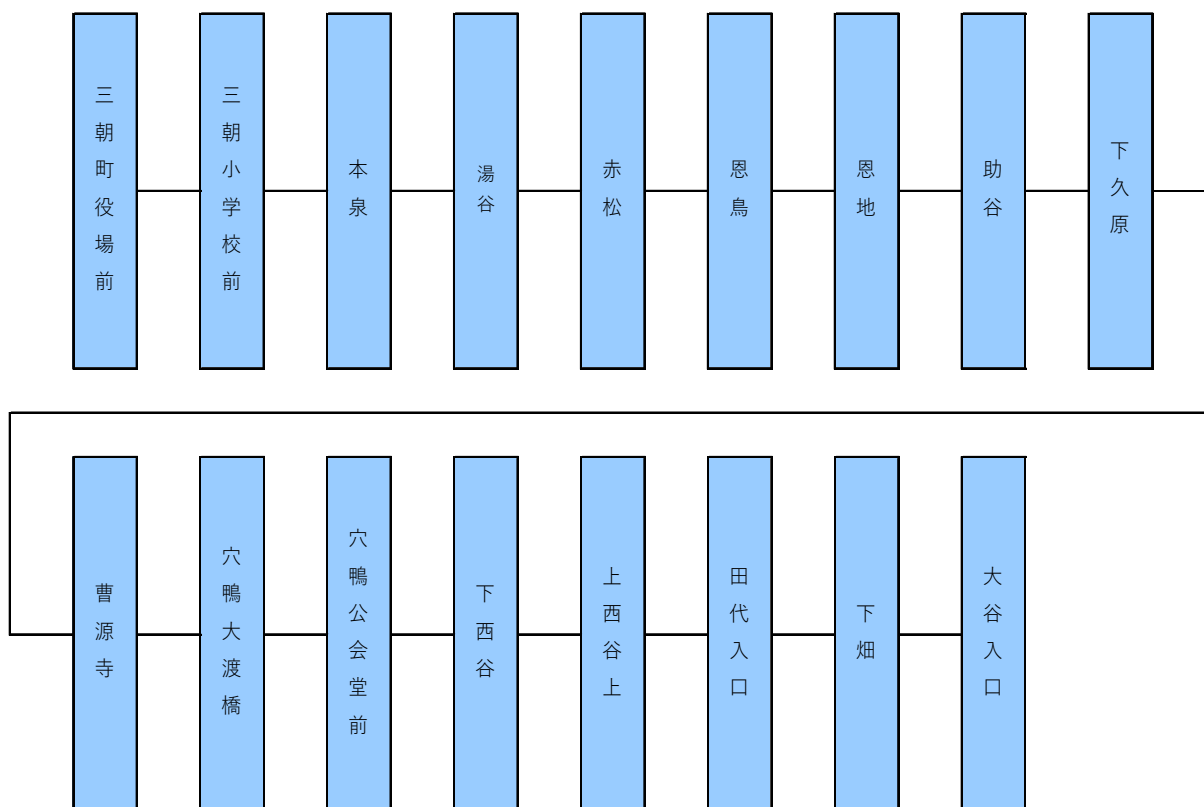
(変更後)

	系統	キロ程		上り	下り	計	備考
イ	三朝町役場前～穴鴨公会堂前・上西谷上～下畑		平日		1～2 (1)	1～2 (1)	・予約型運行区間：下西谷発電所前～大谷入口
		下り 17.5	土日祝				

〈主な区間の運賃〉 三朝町役場前～大谷入口：200円

三朝町役場前～本泉：100円

(系統図)



<運行系統図>

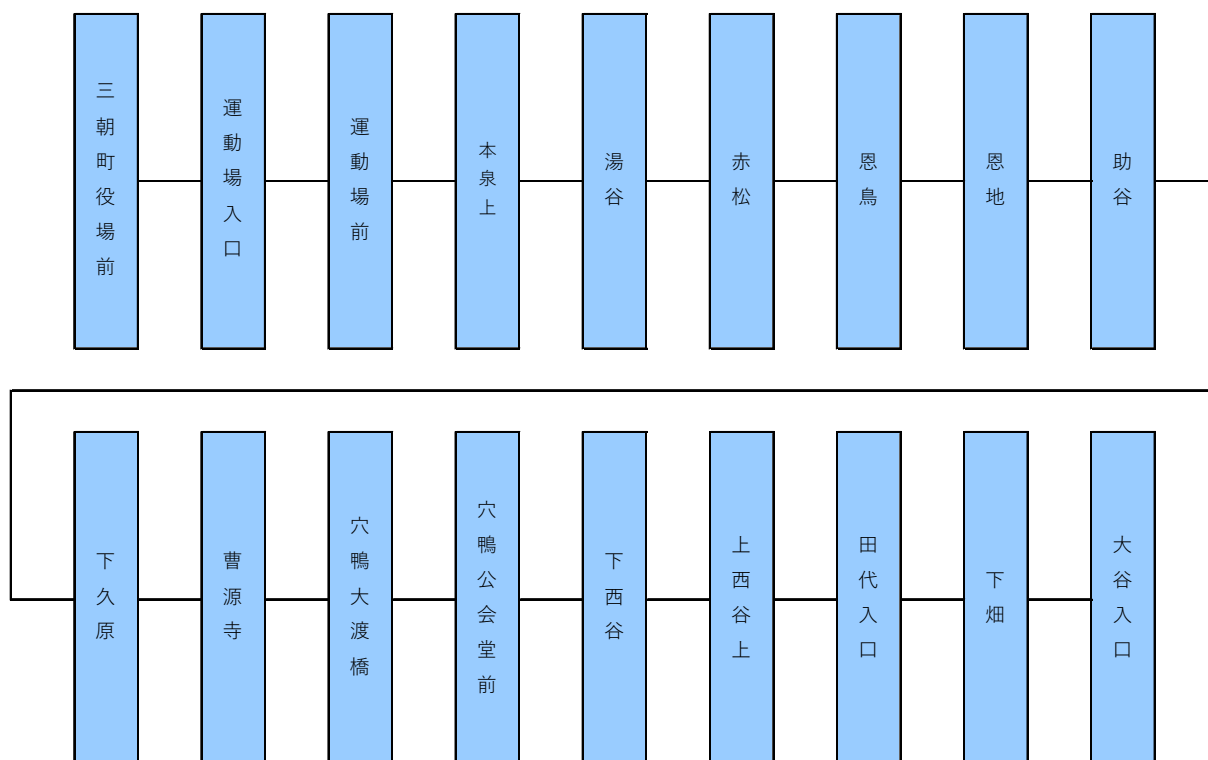
(変更後)

	系統	キロ程		上り	下り	計	備考
ウ	三朝町役場前～運動場前・穴鴨公会堂前・上西谷上～下畑～大谷入口	上り 18.2	平日	1～2		1～2	
			土日祝				

〈主な区間の運賃〉 三朝町役場前～大谷入口：200円

三朝町役場前～本泉：100円

(系統図)



<運行概要>

(変更前) ※第13号ハ事業

項目	内容
運行事業者	三朝町
事業の種類	自家用有償旅客運送
運送の態様	路線定期運行、予約型運行（一部区間路線定期運行）

系統		便数				備考
		平日		土日祝		
		定時定路線	予約型運行	定時定路線	予約型運行	
三朝町役場内～三朝小学校前・若宮集会所前・各（村中）～大谷入口	下り	—	1～2	—	1～3	
	上り	—	1～2	—	1～2	
穴鴨公会堂前～運動場前～三朝町役場前	上り	1～2	—	—	—	
下畑～穴鴨公会堂前・運動場前～三朝町役場前	上り	—	—	1～2	—	

(変更後)




系統		便数				備考
		平日		土日祝		
		定時定路線	予約型運行	定時定路線	予約型運行	
三朝町役場内～三朝小学校前・若宮集会所前・各（村中）～大谷入口	下り	—	1～2 (1)	—	1～3 (2)	【変更なし】
	上り	—	1～2 (1)	—	1～2 (1)	
穴鴨公会堂前～運動場前～三朝町役場前	上り	1～2 (1)	—	—	—	【変更なし】
<u>大谷入口</u> ～下畑～穴鴨公会堂前・運動場前～三朝町役場前	上り	—	—	1～2 (1)	—	・大谷入口バス停まで延長

<運行ルート図>

(変更前)



【自家用有償旅客運送】

		系統
穴鴨線		三朝町役場内～三朝小学校前・若宮集会所前・各（村中）～大谷入口
		穴鴨公会堂前～運動場前～三朝町役場前
		下畑～穴鴨公会堂前・運動場前～三朝町役場前

(変更後)



		系統
穴鴨線	—	三朝町役場内～三朝小学校前・若宮集会所前・各（村中）～大谷入口
	—	穴鴨公会堂前～運動場前～三朝町役場前
	—	大谷入口～下畑～穴鴨公会堂前・運動場前～三朝町役場前

第3章 地方公共団体による支援の内容

(1) 運行費・バス購入費等への支援

表3-1 各自治体のバス事業者への支援

項目	事業主体	支援内容
赤碕線の経由地変更及び減便	日ノ丸自動車(株)	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県 ・赤碕線へのバス運行費補助金（国との協調補助） ○倉吉市 ・赤碕線へのバス運行費補助金（国及び県補助の対象外部分） ○北栄町 ・赤碕線へのバス運行費補助金（国及び県補助の対象外部分） ○琴浦町 ・赤碕線へのバス運行費補助金（国及び県補助の対象外部分）
穴鴨線、小河内線の短縮及び三朝町内のフィーダー化	日ノ丸自動車(株) 三朝町	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県 ・穴鴨線・小河内線へのバス運行費補助金（広域バス路線維持費補助金、市町村バス等支援補助金） ○倉吉市 ・穴鴨線・小河内線へのバス運行費補助金（県補助の対象外部分） ○三朝町 ・穴鴨線・小河内線へのバス運行費補助金（国との協調補助、国及び県補助の対象外部分）
倉吉市中心市街地通過路線の再編	日ノ丸自動車(株) 日本交通(株)	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県 ・松崎線、上井三朝線へのバス運行費補助金（国との協調補助） ・市内線、パークスクエア線、高城線へのバス運行費補助金（市町村バス等支援補助金） ○倉吉市 ・松崎線、上井三朝線、市内線、パークスクエア線、高城線へのバス運行費補助金（国及び県補助の対象外部分） ○湯梨浜町 ・松崎線へのバス運行費補助金（国及び県補助の対象外部分） ○三朝町 ・上井三朝線へのバス運行費補助金（国及び県補助の対象外部分）
穴鴨線の延長	日ノ丸自動車(株) 三朝町	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥取県 ・穴鴨線へのバス運行費補助金（広域バス路線維持費補助金、市町村バス等支援補助金） ○倉吉市 ・穴鴨線へのバス運行費補助金（県補助の対象外部分） ○三朝町 ・穴鴨線へのバス運行費補助金（国との協調補助、国及び県補助の対象外部分）

(2) 公共交通利用促進策等 略

第4章 事業の効果

表4-1 利便増進事業の効果

項目	事業の効果	地域公共交通計画での目標における位置付け
赤碕線の經由地変更及び減便	<ul style="list-style-type: none"> ・青山剛昌ふるさと館の經由により、観光客の移動利便性が向上し、同館の入館者増が期待できる。また、西倉吉の經由により、通学移動の利便性が向上し、バスの通学利用の増が期待できる。 ・減便により、運行経費節減が図られる。 <p>【事業実施前】 運行経費計：71,759.5 千円（年間）</p> <p>【事業実施後】 運行経費計：64,541.7 千円（年間）</p> <p>【運行経費削減額】7,217.8 千円（年間）</p>	一般乗り合いバスの収支率、バス利用者数割合
穴鴨線、小河内線の短縮及び三朝町内のフィーダー化	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償旅客運送のバス停を4条路線バスよりきめ細かく設定することや町内移動の運賃を安価にすることにより、交通空白地の解消、町内移動の利便性が向上する。 ・減便により、運行経費節減が図られる。 <p>【事業実施前】 運行経費計：38,139.7 千円（年間）</p> <p>【事業実施後】 運行経費計：33,987.1 千円（年間）</p> <p>【運行経費削減額】4,152.6 千円（年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4条路線の穴鴨線・小河内線については、収支率が再編前のR1年度より改善する見込み。また、79条自家用有償旅客運送については、年間8千人の利用者(2.4人/便)を見込む。 	
倉吉市中心市街地通過路線の再編	<ul style="list-style-type: none"> ・北側ルート¹の過密ダイヤを緩和(平日約100往復→約90往復)するとともに、北側ルートに比べ便数が過少な南側ルート(平日約15往復→約25往復)を充実させ、南側ルート利用者の利便性を向上させる。具体的には、平日における南側ルートバス停のバス平均通過頻度が1時間に1本程度から1時間に2本程度に大幅に改善する。 ・厚生病院、野島病院といった総合病院や倉吉パークスクエア、県立美術館(R7年開館予定)、フィギュアミュージアムといった観光施設は、北側ルートより南側ルートからの方がアクセスしやすく、南側ルート充実により通院利便性、観光利便性が向上し、バスや観光施設の利用者増が期待できる。 ・南側バス停乗降者数がR1年度実績より3割増加することを見込む。 	
穴鴨線の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年10月の路線再編によって、4条路線バスの便数を減らし、三朝町内において79条路線での運行を開始した穴鴨線について、定時運行便の運行区間を 	

延長することにより、住民の町内移動利便性が更に向上する。

第5章 事業実施に必要な資金の額・調達方法

表5-1 事業実施に必要な資金（各年度）

単位：千円

項目		総事業費	調達方法			実施年度
			内訳	調達主体	備考(補助金等)	
赤碓線の經由地 変更及び減便	赤碓線	64,541.7	23,563.4	日ノ丸自動車	運送収入	元年度～ 6年度
			13,047.5	日ノ丸自動車	地域間幹線系統確保維持費補助:国	
			14,340.5	日ノ丸自動車	地域間幹線系統確保維持費補助:県	
			13,590.3	日ノ丸自動車	地域間幹線系統確保維持費補助:倉吉市、北栄町、琴浦町	
穴鴨線、小河内 線の短縮及び三 朝町内のフィー ダー化	穴鴨線	8,280.2	3,257.8	日ノ丸自動車	運送収入	3年度～ 6年度
			966.5	日ノ丸自動車	地域内フィーダー系統確保維持費補助:国	
			966.5	日ノ丸自動車	地域内フィーダー系統確保維持費補助:三朝町	
			417.1	日ノ丸自動車	広域バス路線維持費補助:県	
			417.1	日ノ丸自動車	広域バス路線維持費補助:倉吉市、三朝町	
			309.4	日ノ丸自動車	市町村内バス等支援補助:県	
			309.4	日ノ丸自動車	市町村内バス等支援補助:三朝町	
			1,636.4	日ノ丸自動車	三朝町予算	
	小河内線	1,070.5	142.3	日ノ丸自動車	運送収入	
			464.1	日ノ丸自動車	広域バス路線維持費補助:県	
			464.1	日ノ丸自動車	広域バス路線維持費補助:倉吉市、三朝町	
	三朝町内の フィーダー 化	運行費	25,485.0	1,150.0	三朝町	運送収入
				12,167.5	三朝町	地域内フィーダー系統確保維持費補助:国
12,167.5				三朝町	地域内フィーダー系統確保維持費補助:三朝町	
車両購入費		4,223.0	2,111.5	三朝町	地域内フィーダー系統確保維持費補助:国	3年度
			2,111.5	三朝町	地域内フィーダー系統確保維持費補助:三朝町	

単位：千円

項目		総事業費	調達方法			実施年度
			内訳	調達主体	備考(補助金等)	
倉吉市中心市街地路線通過路線の再編	市内線	1,048.1	287.5	日本交通	運送収入	3年度～6年度
			59.1	日本交通	市町村内バス等支援補助: 県	
			59.1	日本交通	市町村内バス等支援補助: 倉吉市	
			642.4	日本交通	倉吉市予算	
	松崎線	20,862.6	8,078.6	日本交通	運送収入	
			4,694.0	日本交通	地域間幹線系統確保維持費補助: 国	
			4,694.0	日本交通	地域間幹線系統確保維持費補助: 県	
			1,698.0	日本交通	路線維持費(補填分)補助: 県	
	パークスクエア線	8,779.8	3,028.0	日本交通	運送収入	
			1,176.4	日本交通	市町村内バス等支援補助: 県	
			1,176.4	日本交通	市町村内バス等支援補助: 倉吉市	
			3,399.0	日本交通	倉吉市予算	
	高城線	3,947.9	923.3	日ノ丸自動車	運送収入	
			523.7	日ノ丸自動車	市町村内バス等支援補助: 県	
			523.7	日ノ丸自動車	市町村内バス等支援補助: 倉吉市	
			1,977.2	日ノ丸自動車	倉吉市予算	
	上井三朝線	18,449.6	8,581.5	日ノ丸自動車	運送収入	
			911.5	日ノ丸自動車	地域間幹線系統確保維持費補助: 国	
			1,037.5	日ノ丸自動車	地域間幹線系統確保維持費補助: 県	
			3,959.5	日ノ丸自動車	路線維持費(補填分)補助: 県	
3,959.6			日ノ丸自動車	路線維持費(補填分)補助: 倉吉市、三朝町		

第6章 利便増進事業に関連して実施される事業に関する事項

第7章 利便増進事業の運営に重大な関係を有する事項

(第6章～7章 略)

次期鳥取県中部地域公共交通計画の策定について

R5. 6. 8 鳥取県地域交通政策課

1 地域公共交通計画とは

近年、人口減少、高齢化、ドライバー不足等様々な要因によって、「地域における移動手段の確保」が重要な課題となっており、また、民間の交通事業者が収益を確保する形で公共交通を担い続けることが困難な状況となっている。

そのような中、地域公共交通活性化再生法がR2. 6月に改正（R2. 11. 27 施行）され、持続可能な地域交通ネットワークのあり方を示すマスタープランとなる「地域公共交通計画」について、原則として全ての地方公共団体において策定が努力義務化された。

鳥取県中部地域では、平成30年に本計画を策定し、各種事業を進めてきたが、令和6年度末に現在の計画が最終年度を迎えるため、今年度から次期計画策定に向けた検討や作業に着手することとしたい。

2 鳥取県中部地域公共交通計画及び利便増進実施計画

(1) 現在の中部地域公共交通計画、利便増進実施計画の期間等

【中部地域公共交通計画（旧網計画）】…公共交通に関するマスタープラン

H30 策定、計画期間：平成30年度～令和6年度（7年間）

【中部地域公共交通利便増進実施計画（旧再編実施計画）】…公共交通利便性向上に関するアクションプラン

R1. 6 策定、R3. 6 一部改正 計画期間：令和元年10月～令和6年度（5年6ヶ月）

(2) 計画に基づく路線再編の状況

以下のとおり現在の計画に基づくバス路線の再編を実施しており、現在の計画に基づく再編は令和3年度をもってほぼ完了。

<令和元年10月路線再編>

① 赤碕線の経路地変更・減便

運行効率化及び通学・観光移動の利便性向上のため、赤碕線を4便減便するとともに、一部の便を西倉吉、青山剛昌ふるさと館経由とした。

② 北条線の経路地変更

観光移動の利便性向上のため、北条線全便の起終点を由良駅入口から由良駅に変更するとともに、青山剛昌ふるさと館が開館している時間帯（9時～16時台）の便を青山剛昌ふるさと館経由とした。

③ 倉吉総合産業高校線の新設

通学の利便性向上のため、倉吉総合産業高校～倉吉駅間（朝・夕各1便、約1.6km）のバス路線を新設した。

④ 西倉吉工業団地への社線、北谷線の乗入れ

通勤の利便性向上のため、社線、北谷線の通勤時間帯の一部の便について、西倉吉工業団地内への乗入れを実施した。

<令和2年4月路線再編>

○北条線・橋津線の河北地域への乗入れ

県道倉吉江北線を通っている北条線、市道上井清谷線を通っている橋津線のうち、日中の便の一部について国道179号線経由とし、商業施設や医療機関が集積している河北地域への乗入れを実施した。

<令和3年4月路線再編>

○赤碕線西倉吉経由便の増設

R1. 10に新設した赤碕線西倉吉経由便について、西倉吉近辺から鳥取中央育英高等学校、琴の浦高等特別支援学校に赤碕線で通学する生徒が多いことが判明したため、西倉吉経由便を増便の上、広瀬町～福守町北を経由することとした。

<令和3年10月路線再編>

① 穴鴨線及び小河内線の支線化

倉吉市～三朝町間を運行する4路線のうち、利用が少ない穴鴨線、小河内線について、通勤通学時間帯の便のみにするとともに、その他の時間帯は予約があった場合のみ町内を定時定路線で運行する市町村運営有償運送（みささんサンバス）を導入した。

② 倉吉市中心市街地通過路線の再編

倉吉駅～西倉吉間の中心市街地における過密ダイヤの見直し、倉吉未来中心・病院・倉吉市役所へのアクセス利便性の改善のため、北側ルートの一部を南側ルートに移した。

→北側ルートの松崎線、市内線の全便及び高城線の一部の便を南側ルート（「厚生病院正面玄関前」、「倉吉パークスクエア」、「市役所打吹公園入口」等を通るルート）に変更。これにより、南側ルートが1時間に1便から30分に1便程度に改善された。

→上井三朝線の一部の便の経路を変更し、南側ルートの「厚生病院正面玄関前」に乗入れを実施。

3 次期計画策定に向けたスケジュール（案）

令和7年度からの次期中部地域公共交通計画及び利便増進実施計画策定に向け、以下のスケジュールで検討を進めたい。（詳細は別添スケジュール表のとおり）

令和5年度～6年度前半

- ・（現計画の改定で対応）国庫補助系統のバス補助制度と計画の連動
 - ・次期計画策定に必要な各種データ収集・集計作業
 - ・圏域の概況調査（住民、高等学校等へのアンケート、交通事業者等ヒアリング）
 - ・路線再編案の作成→関係者との協議
- ⇒これらを反映させた計画案を作成し、協議会において審議

令和6年度後半

- ・パブリックコメントの実施→計画案に反映
- ・協議会において次期計画を策定（R7.3）

令和7年度

- ・次期計画に基づく事業実施

次期鳥取県中部地域公共交通計画の策定スケジュール(案)

内容	令和5年度								令和6年度								令和7年度							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
現行計画関係	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 現地域公共交通計画の計画期間 (~R7.3) </div>																							
策定手続き	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> バス 国庫補助路線を計画に位置付けるための現計画改定作業 (R5年度中) ※専門部会を中心に検討 </div>																							
協議会開催	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 現計画のモニタリング、アンケート実施 現況調査及び調査結果の収集・分析 </div>																							
交通事業者・行政実務者WG	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 随時、担当者レベルのワーキンググループ開催 (適宜、交通専門家やコンサルから助言をもらいながら検討を進める) </div>																							
議会、住民等意見反映	第1回 協議会 第2回 協議会 第3回 協議会 第4回 協議会																							
	次期計画公表→新計画に基づく事業実施																							

令和4年度ノーマイカー運動「100金バス」実施結果及び令和5年度実施計画(案)

R5.6.8

(1) 令和4年度実施結果

【実施日】 令和4年12月2日から令和5年1月20日の間の毎週金曜日(合計8日)

【運賃等】 実施日に中部圏域の路線バスを利用する方 1乗車100円

(小学生以下は無料、障がい者手帳等をお持ちの方は障がい者割引等のほうが安い場合はそちらを適用、定期所有者は定期区間外の運賃が100円など)

【結果】

- ・特に長大路線(赤碕線、上井三朝線、関金線等)での利用が多くなり、全体的に好評だった。
- ・年末年始の飲み会利用を想定していたが、意外とお昼の利用が多かった。(通勤や通院に利用したとの声が多かった。)
- ・県、市町への問い合わせや感想も寄せられており、取組を続けてほしいとの声があった。
- ・ドライバーの負担軽減、利用者にわかりやすくするため、100金バス実施日とわかるような車内表示の改善が必要。

(2) 令和5年度実施計画(案)

○目的

昨年度と同じく、バス運賃を割引くことによって、まずはバスに乗ってもらい、新たなバス利用者の獲得につなげていくことを主な目的とする。

また、今年度は将来的に通学等でバスを使うことになるであろう「子ども」をメインターゲットとした実施時期、事業内容とする。

○内容

【実施期間】

- ・7月～8月の夏休み期間中の毎週金曜日(7月21日、28日、8月4日、11日、18日、25日)
 - ・親子でバスが利用しやすい土曜日も実施(7月22日、29日、8月5日、12日、19日、26日)
- ⇒計12日

【運賃】

1乗車あたり運賃100円(小学生以下無料など)

※令和4年度との変更点→障がい者手帳をお持ちの方については、運賃50円とする

【夏休み期間のイベント】

スタンプラリー+景品

デジタル or アナログ(調整中)

※バスに乗って1市4町の主要施設に行ったらスタンプがたまる→何個か集まったら景品に応募

○その他

「バスの乗り方教室」実施・・・コロナ前まで各種イベントと併催する形で実施していたもの。

今年度、秋の福興祭などで実施できないか検討する。

毎週金曜日に乗ってみよーや！ 100金バス

小学生以下
無料

県中部を走る路線バス
毎週**金曜日**はどこまで乗っても

1回100円



日本交通バス



日ノ丸バス

【実施日】 2022年12月2日から

2023年1月20日の間の毎週金曜日

(2022年) 12/2・12/9・12/16・12/23・12/30

(2023年) 1/6・1/13・1/20

【問い合わせ先】 鳥取県中部地域公共交通協議会事務局

●倉吉市企画課

(TEL) 0858-22-8161

(E-mail) kikaku@city.kurayoshi.lg.jp

●鳥取県地域交通政策課

(TEL) 0857-26-7100

(E-mail) koutsuuseisaku@pref.tottori.lg.jp



【100金バスとは】

2022年12月2日から2023年1月20日までの毎週金曜日、鳥取県中部地域（倉吉市、琴浦町、湯梨浜町・三朝町・北栄町）を走る路線バスに、1乗車あたり100円で乗ることができます！！

※小学生以下は無料です★

※町営バス、空港連絡バス、高速バス、臨時バスは対象外です。

Q.バスの乗り方を教えて！

A.バス停の時刻表で目的地に行くバスの時刻を調べよう。

インターネットでも簡単に検索できるよ！
「バスネット」▶▶



バスの車両正面に行き先が表示されているので確認して乗車してね。

降りるときは降車ボタンを押してね！

圏域中部バスマップ（バスの乗り方）▶▶



Q.定期券や障害者手帳を持っているんだけど…

A.定期券や各種割引制度はいつも通り使えるよ（下の表を参考にしてね）。普段行かない場所にもぜひ行ってみてね！

対象者	運賃
定期券所有者	定期券所定区間以外の区間につき100円/回
障害者手帳所有者等の割引対象者	100円/回 割引後の運賃が100円以下となる場合は、割引運賃の方を適用
小学生以下	無料
その他の利用者	100円/回

日本交通バス

日本交通株式会社 倉吉営業所
住所：倉吉市福庭町1丁目401番地
電話：0858-26-1115



日ノ丸バス

日ノ丸自動車株式会社 倉吉営業所
住所：倉吉市海田西町2丁目48
電話：0858-26-4111



県民運動実施中！

